○総務省・文部科学省告示第一号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第二項及び第四十六条の三第三項の規定に基づき、独立行政法人宇宙航空研究開発機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額及び同法第四十六条の三第二項の規定に基づく請求を受けたときに民間等出資に係る不要財産の譲渡により生じた収入の額（当該不要財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）の範囲内で文部科学大臣（当該不要財産が独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）第十八条第一項に規定する業務のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの（宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く。）並びにこれらに関連する同項第五号及び第六号に掲げるものに係るものである場合には、文部科学大臣及び総務大臣）が算定する金額の算定基準を次のように定める。

平成二十二年十一月二十六日

総務大臣　片山　善博
文部科学大臣　髙木　義明

（納付算定対象額等）

第一条　この基準において「納付算定対象額」とは、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）が文部科学大臣（政府出資等に係る不要財産（同条第一項に規定する政府出資等に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該不要財産の譲渡の日における帳簿価額又は取得の日における帳簿価額のいずれか低い額を超える額がある場合には、その額を除く。）から機構が当該不要財産の譲渡に要した費用の額のうち文部科学大臣が定める額を控除した額をいう。

（政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額の算定基準）

第二条　機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに、国庫に納付すべき金額は、納付算定対象額に、当該不要財産に対する政府からの出資及び支出の合計額が当該不要財産の取得の日における帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とする。

（民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに出資者に払い戻すべき金額の算定基準）

第三条　機構が通則法第四十六条の三第二項の規定に基づく請求を受け、民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに、同条第三項の規定に基づき文部科学大臣が算定する金額は、払戻算定対象額に当該請求を行った出資者からの当該不要財産に係る出資額が当該不要財産の取得の日における帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とする。

附　則

この告示は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。

○法務省告示第五百九十一号

総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第四十八条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第二項の規定に基づき、日本司法支援センターが政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を次のように定める。

平成二十二年十一月二十六日

法務大臣　仙谷　由人

日本司法支援センターが政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準

（納付算定対象額）

第一条　この基準において「納付算定対象額」とは、総合法律支援法第四十八条において準用する独立行政法人通則法第四十六条の二第二項の規定に基づき、日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）が、法務大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産（同条第一項に規定する政府出資等に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）から支援センターが当該財産の譲渡に要した費用の額のうち法務大臣が定める額を控除した額をいう。

（国庫に納付すべき金額を算定する基準）

第二条　支援センターが政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに、国庫に納付すべき金額は、納付算定対象額に、当該財産に対する政府からの出資及び支出の合計額が当該財産の取得の日における帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とする。

附　則

この告示は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。

○法務省告示第五百九十二号

日本司法支援センターが、総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第四十八条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の三第二項の規定に基づく請求を受けたときに、同条第三項の規定に基づき政府以外出資に係る不要財産の譲渡により生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）の範囲内で法務大臣が算定する金額の算定基準を次のように定める。

平成二十二年十一月二十六日

法務大臣　仙谷　由人

日本司法支援センターが政府以外出資に係る不要財産を譲渡したときに法務大臣が算定する金額の算定基準

（払戻算定対象額）

第一条　この基準において「払戻算定対象額」とは、準用通則法（総合法律支援法第四十八条において準用する独立行政法人通則法をいう。以下同じ。）第四十六条の三第三項の規定に基づき、日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）が、政府以外出資に係る不要財産（同条第一項に規定する政府以外出資に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の譲渡の日における帳簿価額又は取得の日における帳簿価額のいずれか低い額を超える額がある場合には、その額を除く。）から支援センターが当該財産の譲渡に要した費用の額のうち法務大臣が定める額を控除した額をいう。

（算定基準）

第二条　支援センターが、準用通則法第四十六条の三第二項の規定に基づく請求を受け、政府以外出資に係る不要財産を譲渡したときに、同条第三項の規定に基づき法務大臣が算定する金額は、払戻算定対象額に、当該請求を行った出資者からの当該財産に係る出資額が当該財産の取得の日における帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とする。

附　則

この告示は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。

○外務省告示第四百九十一号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人国際交流基金が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を次のように定め、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から適用する。

平成二十二年十一月二十六日

外務大臣　前原　誠司

独立行政法人国際交流基金が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準

（納付算定対象額）

第一条　この基準において「納付算定対象額」とは、独立行政法人通則法第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人国際交流基金（以下「基金」という。）が、外務大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産（同条第一項に規定する政府出資等に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）から基金が当該財産の譲渡に要した費用の額のうち外務大臣が定める額を控除した額をいう。